

# 臨時給付金のお知らせ

平成26年4月の消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方の家計への影響を緩和し、消費の下支えを図るため、臨時福祉給付金を支給します。

## ○対象者

平成28年1月1日現在で、日高町の住民基本台帳に登録されている方(外国籍の中長期在留者等の方を含む)で、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方(課税されている人に扶養されている場合や生活保護を受給している場合などは対象外)

## ○支給額

1人につき1万5千円

## ○申請方法

- ・申請先  
住民福祉課
- ・申請期間  
平成29年3月1日(水)

～6月1日(木)

## ・必要書類

- 本人確認書類(運転免許証、パスポートの写し、健康保険証や年金証書など。顔写真がついていないものは官公署から発行されているものが二点必要です)
- 口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人「カナ」がわかる通帳やキャッシュカードの写し)

※支給対象者と思われる方に申請書および案内文(お知らせ)を2月下旬に送付しますのので、内容を確認のうえ申請してください。  
詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

# ご用心

「臨時福祉給付金」をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取の発生が予測されます。ご注意ください。

お心当たりのある方は、役場や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)までご連絡ください。

## 配偶者からの暴力を理由に避難している方について

配偶者からの暴力を理由に、基準日(平成28年1月1日)時点で日高町へ住民票を移せないまま居住されている方は、事前に申出が必要です。

また、申出には一定の要件が必要ですので、詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

■臨時給付金制度の概要については「臨時福祉給付金問合せ専用ダイヤル」(☎0570・037・192)まで。  
平日の9時から18時まで(土・日曜日、祝日は除く)

# 「戦没者等の遺族に対する弔慰金」について

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族の方に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)を支給しております。

## 支給対象者



平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- ### 戦没者等の死亡当時のご遺族で
1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
  2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の

① 父母

② 孫

③ 祖父母

④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している事等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わりします

4. 前項の1から3以外の、戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りま

支給内容 額面25万円

5年償還の記名国債

請求期限

平成30年4月2日まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください)

請求窓口

住民福祉課(☎63・3800)

特別弔慰金についてQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか?

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を

表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族(三親等内)を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのでしょうか?

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、平成28年から毎年1回、償還日(4月15日)以降に均等に支払い(年5万円)を受け取ることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただくことになっています。

詳しくは、住民福祉課(☎63・

3800)または、和歌山県接

護担当課(☎073・441・

2476)まで。

マイナンバーカードの申請窓口

マイナンバーカードを所持していれば、行政手続でのマイナンバーの提示と本人確認を1枚で済ませられるなど、様々な場面で使える本人確認書類になります。

申請は、郵便・パソコン・スマホで行う事が出来ます。

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

また、マイナンバーについて詳しくは、内閣府のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)もご参照ください。



お問い合わせは、(☎63・3805)まで。

下水道への接続はお済みでしょうか?

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。